

「横須賀市漁港管理条例」別表新旧対照表

横須賀市漁港管理条例 別表第2(第12条第1項関係)(抜粋)

旧			新(R2.4.1以降)				
施設名	使用料等額		施設名	使用料等額			
岸壁、物揚場、泊地	船舶の総トン数1トンまでごとに係泊 1日につき 11円		岸壁、物揚場、泊地	船舶の総トン数1トンまでごとに係泊 1日につき 11円			
船揚場	船舶の総トン数1トンまでごとに 1日につき 8円		船揚場	船舶の総トン数1トンまでごとに 1日につき 8円			
漁港施設用地	1平方メートルまでごとに 1月 44円		漁港施設用地	1平方メートルまでごとに 1月 44円			
船舶保管施設	1そう 1月 20,570円		船舶保管施設	1そう 1月 20,950円			
船舶保管施設関連駐車場	船舶保管施設使用者	1区画 1日1回につき 620円	船舶保管施設関連駐車場	船舶保管施設使用者	1区画 1日1回につき 630円		
	上記以外の者	7月1日から8月31日まで		1区画 1日1回につき 1,030円	上記以外の者	7月1日から8月31日まで	1区画 1日1回につき 1,050円
		上記以外の期間		1区画 1日1回につき 620円		上記以外の期間	1区画 1日1回につき 630円
船舶保管施設関連船舶昇降機	1そう 1回につき 3,090円		船舶保管施設関連船舶昇降機	1そう 1回につき 3,150円			
道路(漁港道路)	道路占用条例(平成12年横須賀市条例第40号)別表の規定を準用する。		道路(漁港道路)	道路占用条例(平成12年横須賀市条例第40号)別表の規定を準用する。			
漁港区域内駐車場	7月1日から8月31日まで	1区画 1時間ごとに 410円	漁港区域内駐車場	7月1日から8月31日まで	1区画 1時間ごとに 420円		
	上記以外の期間	1区画 1日1回につき 620円		上記以外の期間	1区画 1日1回につき 630円		